

## 【総 則】

第1条 表記件名について、表記契約金額をもって、表記契約期間内に、表記履行場所において履行する。

2 この請書において定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行われなければならない。

## 【契約保証金】

第2条 足立区契約事務規則第46条第2項第5号により免除する。

## 【検査】

第3条 工事が完了したときは、発注者の定める検査に合格しなければならない。検査に不合格になった場合は、すみやかにその改造または補修によりこの契約に適合した工事を完了しなければならない。

2 前項において、改造または補修手直しが完了したときは、再度検査を受けなければならない。

3 受注者は、検査に立会わなければならない。立会わなかった場合には、検査の結果について異議の申し立てはできない。

4 第1項の完了検査に合格したときをもって、工事目的物の引渡しが完了するとともに、その所有権が移転する。

## 【支払条件】

第4条 発注者の検査に合格後、適法な支払請求書を受領した日から40日以内に発注者の指定する金融機関において支払う。

## 【遅延違約金】

第5条 契約期間内に契約が履行されない場合は、延滞日数に応じて、契約金額に政府契約の支払遅延等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて得た金額を違約金として、契約金額と相殺する。ただし、違約金の額が100円未満であるときは、違約金を免除し、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

## 【発注者の解除権】

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 1 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 2 工期内に完了しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと認められるとき。
- 3 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 4 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合には、何ら催告を要しないものとする。

- 1 第12条の規定に違反し、契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 3 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 4 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 5 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 6 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 7 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 8 受注者が契約の解除を申し出たとき。
- 9 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- 10 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立ての事実が判明したとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合において、発注者に生じた損害を、受注者は賠償する責任を負う。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、発注者は、当該履行部分に相当する代金を支払う。

5 前項に規定する履行部分に相当する代金については、発注者受注者協議のうえ定める。

6 第1項各号又第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

## 【暴力団等反社会的団体排除に関する契約解除】

第6条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合には、何ら催告を要しないものとする。

- 1 ア 法人の役員等（契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）若しくは使用人が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。  
イ 法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。  
ウ 法人の役員等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員及び関係者であるとき。

(2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人を行った団体をいう。以下同じ。）の威力又は関係者を利用するなどしているとき。

(3) 反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用したり、実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名を騙るなどしているとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わないとき。

2 発注者は前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により契約が解除された場合において、発注者に生じた損害を、受注者は賠償する責任を負う。

4 第1項第1号から第6号に該当するおそれがあると認めるときは、受注者は、発注者が受注者の役職員の個人情報について、警視庁等に対して情報提供又は照会することに関して同意するものとする。

## 【契約が解除された場合等の違約金】

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。ただし、第1号に該当するものについては、正当な理由によって契約の解除を申し出た場合は、発注者は、本項を適用しないことがある。

(1) 第6条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(3) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

**【契約変更】**

第8条 契約内容に変更の必要があるときは、双方協議のうえ変更することができる。

**【契約不適合責任】**

第9条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第3条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

4 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

5 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

6 発注者が第3項又は第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第9項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

7 発注者は、第3項又は第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

8 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

10 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

**【危険負担】**

第10条 検査合格前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、すべて受注者が責任を負う。

**【損害賠償】**

第11条 この契約について発注者または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

**【権利義務の譲渡・担保の禁止】**

第12条 この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

**【一括委任又は一括下請負の禁止】**

第13条 この契約の全部または主要な部分を一括して第三者に委任、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

**【秘密保持】**

第14条 この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

**【疑義の協議】**

第15条 この定めおよび仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、またはこの定めもしくは仕様書等に定

めない事項については、発注者と協議のうえ定める。

**【足立区契約事務規則の遵守】**

第16条 この定めのほか、足立区契約事務規則を遵守しなければならない。

(20200401)